

公益財団法人新潟県体育協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県体育協会（以下「この法人」という。）の運営並びに活動の推進に対して支援する賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（個人・法人）とは、この法人の目的に賛同して入会したものをいう。

2 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会刊行物等の提供
- (2) 本会が会員に案内をする行事等への参加
- (3) その他

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、次に定める会費を毎年度納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額 1口 5,000円とし、1口以上。
- (2) 法人会員 年額 1口 10,000円とし、1口以上。

2 退会による会費の返還は行わない。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、この法人の会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 財団法人新潟県体育協会賛助会員制度内規(昭和62年4月1日)は廃止する。

平成24年4月1日改正